

(令和5年習志野市議会第4回定例会)

発議案第1号

北朝鮮の金正恩氏による人工衛星（軍事偵察衛星）と称する事実上の弾道ミサイルや弾道ミサイルの発射に抗議する決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月22日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	金 井 宏 志
-----	----------	---------

賛成者	習志野市議会議員	荒 木 和 幸
-----	----------	---------

〃	〃	大 宮 こうた
---	---	---------

北朝鮮の金正恩氏による人工衛星（軍事偵察衛星）と称する事実上の弾道ミサイルや弾道ミサイルの発射に抗議する決議

北朝鮮の金正恩氏が令和５年１１月２１日に自ら設定した発射予告期間を反故にした上で、人工衛星と称する事実上の弾道ミサイルを発射した。

これは本年５月、８月の発射に続き３度目にもなる。失敗、成功のいかんにかかわらず、発射自体が明確に国連安保理決議に違反しており、かつ、我が国（沖縄県）の上空を通過してもいる。

さらに、翌２２日には日本海に向けて弾道ミサイルを発射し、これも失敗に終わった。また、１２月１７日及び１８日にも、国連安保理決議に違反して弾道ミサイルを発射した。

弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市民として、これらが発射するたびに抗議文を決議・発出し続けることが必要であると考える。

よって、本市議会は、事実上の弾道ミサイルや弾道ミサイルの発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、これらを即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、北朝鮮の金正恩氏による弾道ミサイル等の発射に抗議するため、標記決議を行うものである。

(令和5年習志野市議会第4回定例会)

発議案第2号

専決処分事項の指定の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月22日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	荒 木 和 幸
賛成者	習志野市議会議員	田 中 真太郎
〃	〃	木 村 孝 浩
〃	〃	央 重 則
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	大 宮 こうた
〃	〃	木 村 孝

専決処分事項の指定の一部改正

専決処分事項の指定について（平成５年７月１日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
1 （略） 2 （略）	1 （略） 2 （略） 3 <u>法令の制定、改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項号又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、本市が当該条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、当該条例を改正すること。</u>

提案理由

本案は、市の独自の判断の余地のない軽易な議決事項について専決処分事項に追加することにより、市の業務遂行の効率化及び議会運営の円滑化を図るため、所要の改正を行うものである。

(令和5年習志野市議会第4回定例会)

発議案第3号

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月22日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	入 沢 としゆき
賛成者	習志野市議会議員	央 重 則
〃	〃	谷 岡 隆
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	大 宮 こうた

加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度の創設を求める意見書

日常生活に支障のあるレベルの難聴者の割合は、国立研究開発法人国立長寿医療研究センターの老化に関する長期縦断疫学研究平成20年から22年において、70歳代の男性で5人に1人、女性では10人に1人であるということと推測した。本市の令和4年4月現在の人口に当てはめて推計すると約4,700人と推測される。「聞こえ」に困難を感じるようになると、人とのコミュニケーションが取りにくくなったり、外出を控えたりしがちになり、生活の質の低下に結びつく指摘されている。また、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、難聴は認知症の危険因子の一つとされ、早期に対応することの必要性を強調した。認知症と補聴器使用の関連について国立長寿医療研究センターは、難聴があると「知識力」と「情報処理のスピード」が低下しやすく、補聴器を使用している人は中等度の難聴がある場合でも「知識力」の低下が抑制されたことを発表し、補聴器の使用が認知機能の低下を抑制できるかどうかにも注目されている、と強調した。

シニア層の補聴器に関する意識調査報告（平成29年8月）では、将来、耳が聞こえにくくなった場合、補聴器を使用する理由として、「家族や友だちとの会話（コミュニケーション）を楽しみたいから」が64.7%となっている。一方、将来、補聴器を使用する際、ためらいがある理由として、「補聴器は高額だから」41.9%と回答しており、補聴器の購入費用が大きな課題となっている。

現在、補聴器購入の助成制度は、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている方を対象に、障害者総合支援法に基づき公費による助成が行われている。一方、身体障害者手帳の交付基準に至らない、加齢による聴力の低下によって耳が聞こえにくくなっている高齢者に対して、現時点で国及び県の補助制度がないのが現状である。その中で、加齢性難聴者が補聴器を使用することによる生活の質の向上などを目的に補聴器の購入を補助する自治体が全国に広がっている。全国市長会は、財源を含め国において制度化を求める観点から、令和4年6月の第92回全国市長会議の決定として、高齢者福祉施策に関する提言の中で、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設することを提言したが、いまだに実現していない。

よって、本市議会は政府に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設するよう強く求めるものである。

令和 年 月 日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(令和5年習志野市議会第4回定例会)

発議案第4号

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月22日

習志野市議会議長

佐々木 秀 一 様

提出者	習志野市議会議員	谷 岡 隆
賛成者	習志野市議会議員	宮 本 博 之
〃	〃	木 村 孝 浩
〃	〃	田 中 真太郎
〃	〃	央 重 則
〃	〃	木 村 孝
〃	〃	宮 内 一 夫
〃	〃	大 宮 こうた

パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求める決議

イスラム組織ハマスのイスラエル領内への越境攻撃によって一般市民が犠牲になるとともに人質として拘束されたことを受け、イスラエル軍はハマスが事実上掌握するパレスチナ自治区ガザ地区に対して空爆や地上作戦を行っている。

この戦闘により、ガザ地区の一般市民の命が深刻な危機的状況にさらされるとともに、市街地に甚大な被害をもたらしている。戦闘が激化する中、一部のイスラエル閣僚が「核兵器使用は選択肢の一つ」と公に発言したのはゆゆしきことである。

11月24日に一時休戦が実現したが、12月1日に戦闘が再開され、戦闘地域が拡大し、死傷者増大と人道危機が深刻となっている。

習志野市は「核兵器廃絶平和都市」を宣言し、平和を愛する世界の人々と共に恒久平和を実現することを決意している。

よって、本市議会はこの宣言の下、この紛争に関わる全ての当事者及び日本政府をはじめとする国際社会に対し、次のとおり訴えるものである。

記

- 1 即時かつ持続的な人道的停戦及び人質の即時解放
- 2 国際法、国際人道法の遵守
- 3 人道的被害の抑制、人道支援物資の供給を通じた人道状況の改善
- 4 戦闘地域の不拡大

以上、決議する。

令和 年 月 日

習 志 野 市 議 会

提案理由

本案は、パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的停戦を求めるため、標記決議を行うものである。